武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令案に対する御意見募集　（パブリックコメント）の結果について

令和８年３月 25 日

内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付

参事官（国民保護運用・公共施設担当）付

「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令案」について、令和８年１月 26 日から令和８年２月 25 日までの間、電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載することを通じて、広く国民の皆様から御意見を募集したところ、24 件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の概要と当該御意見に対する内閣官房の考え方については、以下のとおりです。

なお、ご意見については、取りまとめの都合上、適宜整理させていただいております。

御意見をお寄せいただいた方の御協力に厚く御礼申し上げるとともに、本件と直接の関係がないため掲載しなかった御意見についても、今後の政策の推進に当たって参考とします。

通し番号	御意見	御意見に対する考え方
1	本政令案は、武力攻撃事態・存立危機事態における国民の安全確保を目的とする重要な制度であり、その趣旨には賛同します。しかし、現代の社会構造やデジタル化の進展を踏まえると、指定公共機関の範囲や国の責任の在り方に大きな課題が残されていると感じます。以下、理由と改善提案を述べます。 1.　現代の社会インフラが十分に対象化されていない 本政令案で指定されている事業者は、電気・ガス・通信・交通など、2003 年の有事法制制定当時の「基幹インフラ」を中心に構成されています。 しかし、現在の日本社会は大きく変化し、生活や行政、経済活動の多くが IT・クラウド・データセンター・物流・EC・食品供給・地方空港 といった新しいインフラに依存しています。 理由 行政自身が自治体や企業に対して 文書のデジタル化 マイナンバー連携 クラウド移行 オンライン申請の義務化 を進めている以上、これらのインフラが停止した場合の影響は、従来のインフラ停止と同等か、それ以上に深刻です。 改善 現代の社会構造に合わせて、IT・クラ	本改正案に対する賛同意見として承ります。 なお、いただいた御意見は、今後の施策検討に係る御意見として承ります。

	ウド・データセンター・物流・食品供給・地方空港などを指定公共機関に追加する検討が必要です。特にクラウド事業者やデータセンターは、行政情報・医療情報・金融情報など国民生活の根幹を支えており、有事における継続性確保は不可欠です。 2. 民間に協力義務を課す一方で、国の補償・支援制度が不十分 理由 指定公共機関に指定されると、事業者は有事において国の指示に従い、業務継続のための負担を背負うことになります。しかし、現行制度では、国の補償制度が曖昧 損害算定の仕組みが未整備 倒産リスクへの支援が不明確 という状態が続いています。 改善 国は「民間の自由を尊重する」という建前で制度を狭く保ってきましたが、結果として 民間だけが負担を背負い、国は責任を負わない構造が残っています。これは市民感情としても「国の怠慢」と受け取られかねません。協力義務を課すなら、国の補償・支援制度を明確に整備すべきです。特に、損害補償の基準 業務継続のための財政支援 倒産リスクへのセーフティネット を制度として明文化することが必要です。民間と国は支え合って社会を形成しているのであり、民間だけが犠牲になる構造は本末転倒です。 3. 発令基準が抽象的で、国民への説明責任が弱い 理由 武力攻撃事態・存立危機事態の認定基準は、「明白な危険が切迫」「他に適当な手段がない」など、抽象的な文言に依存しています。これは政府の裁量を広く認める一方で、国民が判断過程を理解できない という問題を生みます。指定公共機関に協力義務を課す以上、「いつ」「どのような状況で」発令されるのかが曖昧なままでは、事業者も国民も不安を抱えます。 改善 発令基準の透明化と、判断過程の説明責任を強化すべきです。具体的には、発令時に脅威評価の根拠を示す 代替手段の検討状況を説明する 国会報告を充実させる など、国民が納得できる仕組みが必要です。 4. 地方空港・物流・食品供給など、地域生活を支えるインフラが軽視されている 理由 本政令案では、空港の指定が「国際線空港」に限定されています。しかし、地方空港は 医療搬送 災害時の物資輸送 自衛隊・海保との連携 など、地域の安全保障に不可欠な役割を担っています。また、物流や食品	

	供給は、都市部だけでなく地方の生活を支える基盤であり、これらが停止すれば国民生活は維持できません。 改善 地方空港・物流・食品供給事業者も、指定公共機関として検討すべきです。地域の安全保障は、国際線空港だけでは成り立ちません。 5. 制度全体が 2003 年の社会構造を前提にしており、現代に合っていない 理由 有事法制の多くは 2003 年の社会構造を前提に作られており、デジタル化 民間インフラの多様化 物流の民間依存 地方空港の役割拡大 など、現代の実態に追いついていません。市民としては、「国が制度をアップデートしないまま、民間にだけ負担を求めている」という印象を受けます。 改善 制度全体を現代の社会構造に合わせて見直すべきです。今回の政令改正はその第一歩として重要ですが、より包括的な制度改革が必要です。 【まとめ】本政令案は重要な意義を持つ一方で、現代の社会構造に対して不十分な点が多く見られます。民間に協力を求めるなら、国も責任を負う仕組みを整え、国民が納得できる透明性を確保することが不可欠です。国と民間が支え合い、国民の生命と生活を守るために、指定公共機関の範囲拡大、補償制度の整備、発令基準の透明化、制度全体のアップデートを強く求めます。	
2	1.意見内容 「指定公共機関」に下記を追加すべきである。・インターネット運営事業者（プロバイダ） ・SNS の運営事業者 ・新聞社 2.事由 下記の観点から、上記機関についても有事の際に政府がコントロール可能な状態を確保する必要があるため。・サイバー攻撃への対処 ・情報攻撃（デマ情報の流布）への対処 ・正確な情報伝達の一元化	いただいた御意見は、今後の施策検討に係る御意見として承ります。
3	改正案には賛成するが、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に努めるのなら、日本の領海が寸断されている状態も改めるべきです。特に南西諸島と津軽海峡は我が国の領海にしなければいけません。	本改正案に対する賛同意見として承ります。 なお、いただいた御意見は、今後の施策検討に係る御意見として承ります。
4	反対	御意見として承ります。
5	JR 北海道や JR 貨物などは指定されているだけに、道南いさりび鉄道も追加してほしい。	いただいた御意見は、今後の施策検討に係る御意見として承ります。
6	改定に反対する。本来、有事の際の国からの	御意見として承ります。

	指示への協力は、「国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない」と定められている。つまり、戦争に加担しない選択を保障するという事だ。一方で医療が急患を看るのは義務であり、この様な法律が無くても、有事の怪我人は受け入れるに決まっている。この改定は、医療を国の強制下に置くものであり、例えば負傷した自衛隊員の為に一般患者の受付を停止させる、米兵の為に 入院患者を移送させるなど、「有事」の際に医師・医療法人の良心に反する行為を行わせる事にも繋がりかねない。この様な改定は不要であり、これまで通り「要請」に留めるべきである。	
7	「国立健康危機管理研究機構」の追加及び、「日本医師会」の指定・公示対象の拡大自体は評価致します。しかし、この改正文だけではまだ物足りないです話がそれますが、当法自体もアメリカ絡みによる制限もあり、日本が自由に自国の為の防衛や武力による外国制圧が出来ない状況に不満も持っています又、憲法 9 条や財政法４条などの破壊を強行に行い GHQ の影響も徹底的に排除しないと当法含めて、思うように法の支配が出来ないのではないかと思います	本改正案に対する賛同意見として承ります。 なお、いただいた御意見は、今後の施策検討に係る御意見として承ります。
8	この改定案の通りだとすると、病院は有事には国の指示に逆らえないということか。国が誤った判断をした場合 （例えばナチス・ドイツのホロコーストや日本の戦時中の弾圧）、国の指示から逃れられないのは大変な危険だ。そもそもの「国家存立危機」の定義も曖昧で、コロナパンデミックの様な事態ですら発せられる恐れがある代物。今の自民党政権では、「一億国家総動員」の様な使われ方を、しないとは言い切れない。改定に反対する。	御意見として承ります。
9	旧三十七条傍線部、「次に掲げる【事業者】」を、新案三十八条では「次に掲げる【者】」と変更する理由は何ですか。新案では、医療関係者が含まれることになりますが、医師だけでなく看護師や薬剤師など様々な医療従事者が含まれるのでしょうか。また、法案が実施されたあと、存立危機事態などのときに、どのように行動するのか啓発活動や教育は国からどのように指導するかなど予定はありますか。安全保障に関する法案ですので、新しい法案に該当する者が不安にならないよう丁寧な説明が必要だと考えます。	「事業者」を「者」に改正した理由につきまして、今回指定をする日本医師会が、「事業者」と言えないためです。 改正後の武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成 15 年政令第 252 号）第３条第 38 号ルは、「医師の組織する法人であって、その行う事業が全国的な規模の医療の需要に応ずるものと認められるもの」を対象とするものであり、同号に該当す

		る者として、日本医師会以外の指定は、現状想定していません。 今般の政令改正により新たに指定された指定公共機関は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第36条第1項に基づき、国民の保護に関する業務計画を作成する必要があり、これに定めるところにより、国民保護に関する措置を行います。なお、指定公共機関は、存立危機事態において当該措置を行うことは規定されていません。 その他、いただいた御意見は、今後の施策検討に係る御意見として承ります。
10	有事医療体制の整備は防御的措置として理解できますが、同時に外交努力や紛争回避政策を強化することが最優先であると考えます。制度整備が軍事的緊張を高める方向に作用しないよう、政府の基本方針を明確に示して頂きたいです。また、緊急時ほど人権が軽視される危険があります。本制度の運用にあたっては、医療従事者および国民の自由と権利を最大限尊重する原則を明記すべきです。なお、本制度が平時にまで拡大解釈され、医療機関や医師の動員が事実上強制されることがないよう、発動条件・範囲・期間を明確に限定すべきです。また、国民の基本的人権が不当に制約されないよう、第三者による監視や検証の仕組みを設けることを求めます。	いただいた御意見は、今後の施策検討に係る御意見として承ります。
11	反対。武力攻撃が起こらないように、外交を失敗しないでください	御意見として承ります。
12	本改正案は、武力攻撃事態等および存立危機事態という、国家および国民にとって極めて重大な非常事態において、国・地方公共団体・関係機関が連携して迅速かつ的確に行動するための実務上のルールを整備するものであり、その方向性について賛成します。有事対応において最も避けるべき事態は、判断権限や指揮命令系統が不明確であることにより、対応が遅れ、結果として国民の生命・身体に深刻な被害が及ぶことです。平時においては柔軟な運用が可能であっても、武力攻撃事態等の極限状況においては、関係機関の役割分担や判断手続が事前に具体化されていなければ、現場が萎縮または混乱し、迅速な対応が困難となります。その点において、本改正案が、既存の法律の枠組	本改正案に対する賛同意見として承ります。 なお、いただいた御意見は、今後の施策検討に係る御意見として承ります。

	みを前提としつつ、施行令レベルで具体的な運用を整理・明確化しようとする姿勢は、国民保護の実効性を高める観点から合理的であると評価できます。特に、住民の避難や保護、物資の確保、医療・輸送体制の確立などは、法的根拠が曖昧なままでは、地方公共団体が適切な判断を下すことが困難となります。事後的に責任を問われることを恐れ、必要な措置が遅れる事態は、結果として国民の安全を損なうことにつながりかねません。本改正により、地方公共団体が法令に基づき、安心して必要な措置を講じることが可能となるのであれば、その意義は大きいと考えます。また、本改正案は、法律そのものの趣旨や基本構造を変更するものではなく、あくまで既存制度を現実に機能させるための運用面の整備である点も重要です。新たな権限を無制限に付与するものではなく、既存の法的枠組みの中で、判断基準や手続きを明文化することは、むしろ恣意的な運用を抑制し、行政行為の透明性と説明責任を高める効果があると考えます。近年、災害対応の分野においても明らかになっているように、「想定外」を理由に場当たり的な判断が積み重なることは、国民の不信を招き、後の検証や改善を困難にします。あらかじめ一定の基準や手順を文書化し、国民に示しておくことは、民主的統制の観点からも望ましい対応です。一方で、武力攻撃事態等や存立危機事態の判断は高度に政治的・戦略的要素を含むものであり、その運用にあたっては、国民の権利や自由への影響について十分な配慮が求められます。そのため、本施行令の運用に際しては、判断に至った経緯や措置の内容について、可能な限り情報公開を行い、事後的な検証が可能な形を維持することが重要であると考えます。本改正案が、国民の安全確保を最優先としつつ、必要最小限の権限行使にとどまり、透明性と説明責任を伴う形で運用されるのであれば、国民の理解と信頼を得ることができるでしょう。その意味において、本改正は「権限強化」ではなく、「責任の明確化」と「実効性の確保」を目的としたものとして評価されるべきであり、その趣旨に沿った運用が継続されることを期待します。以上の理由から、本改正案については基本的に賛成するとともに、今後も運用状況の検証と必要な見直しが継続的に行われることを要望します。	
13	国立健康危機管理研究機構には学校として	御意見として承ります。

	の看護大学校や病院としての国立国際医療センターが含まれている。無関係な学校や病院などは必要な措置を実施する責務を有せず、組織全体として指定することは適切でない。国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所に限定すべきである。	
14	本政令案は、有事の際に国が自治体や関係機関へ指示できる権限を拡大し、国主導の運用を強める内容となっています。単体では技術的な改正に見えますが、武器輸出緩和、防衛費増額、NSC への権限集中など、近年の安全保障政策の大幅な強化と並行して進められており、全体として「有事体制の既成事実化」が段階的に進んでいるように見えます。こうした重要な政策転換を、政令改正という形で積み重ねることは、国会の関与を弱め、民主的統制を損なうものです。安全保障政策は国民的議論と透明性が不可欠であり、今回の改正もその一環として丁寧な説明と国会審議を経るべきです。拙速な権限強化には反対します。	御意見として承ります。
15	医師の組織する法人であって、その行う事業が全国的な規模の医療の需要に応ずるものと認められるもの、というのは、いささか範囲が広すぎるのではないかと思います。当方は、「医師の組織する法人」とは医療法人を意図していると解していますが、改正案の文言では社会福祉法人や学校法人の運営する私立大学の医学部付属病院、都道府県や市町村が運営する公営病院を含むとするような要素が見受けられません。改正原案では、「医師の組織する法人」の対象範囲が曖昧であり、行政府の恣意的な運用がなされる恐れがあると言わざるを得ません。よって、当該箇所の文言は「医師が所属する法人」とすること、加えて学校法人が運営する医学部付属病院や、都道府県立及び市町村立病院のような公営病院も対象とする文言とし、対象範囲をより明確にすることを求めます。	「医師の組織する法人であって、その行う事業が全国的な規模の医療の需要に応ずるものと認められるもの」は、日本医師会を念頭に置いたものであるため、本改正案のままのとおりといたします。
16	医療法人の対象について、武力攻撃事態等及び存立危機事態に関し、いかなるシミュレートを行ったのちに講じられる策であれば良いと考える。	御意見として承ります。

※取りまとめの都合上、いただいた御意見は整理・要約等を行った上で掲載している場合があります。